

海洋国際法入門

桑原輝路



信山社

3109

海洋國際法入門

桑原輝路著



信山社

〈著者略歴〉

桑原輝路（くわはら てるじ）

1951 年 東京商科大学（一橋大学）卒業

1951 年～1954 年 東京商科大学特別研究生

1964 年～1966 年 パリ大学、ツールーズ大学留学（フランス政府専門給費生）

小樽商科大学、新潟大学、広島大学、一橋大学、日本大学、東京国際大学教授歴任

広島大学・一橋大学名誉教授

海洋国際法入門

2002 年（平成 14 年）8 月 28 日 第 1 版第 1 刷発行
3109-0101

著 者 桑 原 輝 路

発行者 今 井 貴

編集所 信山社出版株式会社
〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-102

電 話 03 (3818) 1019

F A X 03 (3818) 0344

発行所 株式会社 信 山 社

Printed in Japan

©桑原輝路、2002. 印刷・製本／松澤印刷・大三製本

ISBN4-7972-3109-2 C3332

NDC 分類 329.001

3109=012-100-010

R 本書の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上の例外を除き禁じられています。複写を希望される場合は、日本複写機センター（03+3401+2382）にご連絡ください。

海洋国際法入門

は し が き

この本は『海洋国際法入門』というタイトルになっていますが、1992年に出しました『海洋国際法』（国際書院）の改訂版です。旧版出版後、国連海洋法条約は効力を発生し、日本もこの条約を批准し、公定訳も出ました。この版では公定訳を使用し、旧版の手直しをし、また若干の追加を行いました。しかし、全体の構成や問題についての基本的な考え方は変わりません。

旧版では条約に基づいて深海底資源の開発制度についてもいくらか触れましたが、第Ⅺ部実施協定が加わって、その開発制度の全容の理解は私の能力を超えます。深海底資源の商業的開発の実施は2010年以降になるという見通しもあって、この版では開発制度には触れませんでした。

また、旧版では参考文献の紹介にかなりのスペースを割きましたが、この版ではすべて省略しました。

現代の海洋国際法の最も基本的な条約は、いうまでもなく国連海洋法条約です。そのほかにもいくつか重要な条約がありますが、この本では第Ⅺ部実施協定について若干触れました。九つの附属書を含む国連海洋法条約だけでも400条を超す大条約です。この本のタイトルは『海洋国際法入門』ですが、もちろん海洋国際法のうちの、また国連海洋法条約のうちの主要な点だけをとり上げているに過ぎません。

海洋国際法入門

国連海洋法条約は、主として国際法を学ぶ大学生を対象にした「条約集」に出ています。また「小六法」にも掲載されています。しかしこの本ではいちいち条約集などを参照しなくてすむように、必要な条文は本文中にできるだけ引用しました。

この本の出版はひとえに信山社の袖山貴氏の御好意によるものです。篤く御礼申し上げます。

2002 年 7 月 20 日

桑 原 輝 路

目 次

は し が き

I 海洋国際法とその法典化……………3

I-0-1 海洋国際法 (3)

I-0-2 海洋国際法の法典化 (4)

I-0-3 国連海洋法条約の発効 (7)

I-0-4 国連海洋法条約の構成 (10)

II 海洋の区分と分類 ……………13

II-0-1 海洋国際法上の海洋 (13)

II-0-2 海洋法条約における海洋の基本的区分 (14)

II-0-2-1 1958年海洋法条約における海洋の基本的区分 (14)

II-0-2-2 1982年国連海洋法条約における海洋の基本的区分 (14)

II-0-3 沿岸国の領域管轄権との関係における海洋の分類 (16)

II-0-3-1 管轄権、領域管轄権、限定された領域管轄権 (16)

II-0-3-2 海洋の分類 (20)

Ⅲ 沿岸国の領域管轄権が及ぶ海洋27

Ⅲ-A 沿岸国の完全な領域管轄権が及ぶ海洋27

Ⅲ-A-1 内 水 (27)

Ⅲ-A-1-1 内水と海洋法条約 (27)

Ⅲ-A-1-2 海洋国際法上の内水 (28)

Ⅲ-A-1-3 内水の範囲 (28)

Ⅲ-A-1-3-1 基 線 (28)

Ⅲ-A-1-3-1-1 領海の基線 (28)

Ⅲ-A-1-3-1-2 通常基線と直線基線 (29)

Ⅲ-A-1-3-1-3 直線基線の引き方 (30)

Ⅲ-A-1-3-1-3-1 方向及び陸地との関連 (30)

Ⅲ-A-1-3-1-3-2 低潮高地との関係 (30)

Ⅲ-A-1-3-1-3-3 経済的利益の考慮 (30)

Ⅲ-A-1-3-1-3-4 他国の領海との関係 (30)

Ⅲ-A-1-3-1-4 基線内の海洋 (31)

Ⅲ-A-1-3-2 湾 (31)

Ⅲ-A-1-3-3 河 口 (32)

Ⅲ-A-1-3-4 日本の直線基線 (32)

Ⅲ-A-1-4 内水の法的地位 (40)

Ⅲ-A-1-4-1 沿岸国の権能—主権— (40)

Ⅲ-A-1-4-2 外国の使用の自由 (41)

Ⅲ-A-1-4-3 領海の法的地位との比較 (42)

Ⅲ-A-2 領 海 (43)

- Ⅲ-A-2-1 領海と海洋法条約 (43)
- Ⅲ-A-2-2 領海の範囲 (43)
 - Ⅲ-A-2-2-1 限 界 (43)
 - Ⅲ-A-2-2-1-1 内側の限界 (43)
 - Ⅲ-A-2-2-1-2 外側の限界 (44)
 - Ⅲ-A-2-2-2 幅 (44)
 - Ⅲ-A-2-2-3 境界画定 (45)
 - Ⅲ-A-2-2-4 直線基線、限界線、境界画定線の表示 (46)
- Ⅲ-A-2-3 領海の法的地位 (47)
 - Ⅲ-A-2-3-1 沿岸国の権能—主権— (47)
 - Ⅲ-A-2-3-1-1 領海と主権 (47)
 - Ⅲ-A-2-3-1-2 主権、領土主権、領域主権 (48)
 - Ⅲ-A-2-3-1-3 領域主権の一般的性格 (49)
 - Ⅲ-A-2-3-1-4 領域主権行使の制限 (51)
 - Ⅲ-A-2-3-2 外国の使用の自由
 - 無害通航の制度— (52)
 - Ⅲ-A-2-3-2-1 外国船舶の権利義務 (52)
 - Ⅲ-A-2-3-2-1-1 外国船舶の権利—無害通航権— (52)
 - Ⅲ-A-2-3-2-1-1-1 無害通航の意味 (53)
 - Ⅲ-A-2-3-2-1-1-1-1 「通航」の意味 (53)
 - Ⅲ-A-2-3-2-1-1-1-2 「無害」の意味 (54)
 - Ⅲ-A-2-3-2-1-1-2 無害通航を認められるもの (54)
 - Ⅲ-A-2-3-2-1-2 外国船舶の義務 (55)
 - Ⅲ-A-2-3-2-1-2-1 一般の外国船舶の義務 (55)
 - Ⅲ-A-2-3-2-1-2-2 特別の外国船舶の義務 (55)
 - Ⅲ-A-2-3-2-2 沿岸国の権利義務 (56)

- Ⅲ-A-2-3-2-2-1 沿岸国の権利 (56)
- Ⅲ-A-2-3-2-2-1-1 無害通航に関する法令制定権 (56)
- Ⅲ-A-2-3-2-2-1-2 航路帯、分離通航帯を設定する権利 (57)
- Ⅲ-A-2-3-2-2-1-3 保護権 (無害通航の一時停止の権利を含む) (58)
- Ⅲ-A-2-3-2-2-2 沿岸国の義務 (59)
- Ⅲ-A-2-3-2-2-2-1 無害通航を妨害しない義務 (59)
- Ⅲ-A-2-3-2-2-2-2 航行上の危険を公表する義務 (60)
- Ⅲ-A-2-3-2-2-2-3 課徴金を課さない義務 (60)
- Ⅲ-A-2-3-2-3 無害通航中の外国船舶に対する沿岸国の裁判権 (60)
- Ⅲ-A-2-3-2-3-1 外国船舶内における刑事裁判権 (60)
- Ⅲ-A-2-3-2-3-2 外国船舶に関する民事裁判権 (61)
- Ⅲ-A-2-3-2-4 軍艦等の場合 (62)
- Ⅲ-A-2-3-2-4-1 軍艦等 (62)
- Ⅲ-A-2-3-2-4-2 軍艦の定義 (62)
- Ⅲ-A-2-3-2-4-3 軍艦の無害通航権 (63)
- Ⅲ-A-2-3-2-4-4 軍艦等の免除 (63)
- Ⅲ-A-3 国際航行に使用されている海峡 (国際海峡) (64)
- Ⅲ-A-3-1 国際海峡と海洋法条約 (65)
- Ⅲ-A-3-2 国際海峡の分類 (65)
- Ⅲ-A-3-2-1 第Ⅲ部の通航制度が適用されない国際海峡 (65)
- Ⅲ-A-3-2-2 第Ⅲ部の通航制度が適用される国際海峡 (67)
- Ⅲ-A-3-3 国際海峡の法的地位 (70)

Ⅲ-A-3-3-1	第Ⅲ部の通航制度が適用される国際 海峡の法的地位 (70)
Ⅲ-A-3-3-1-1	沿岸国の権能—主権— (70)
Ⅲ-A-3-3-1-2	外国の使用の自由—通航制度— (71)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1	通過通航 (71)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-1	外国船舶・航空機の権利義務 (72)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-1-1	外国船舶・航空機の権利 —通過通航権— (72)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-1-1-1	通過通航の意味 (72)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-1-1-2	通過通航を認められるも の (72)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-1-2	外国船舶・航空機の義務 (73)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-1-2-1	船舶、航空機に共通の義 務 (73)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-1-2-2	船舶のみの義務 (74)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-1-2-3	航空機のみの義務 (75)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-2	沿岸国の権利義務 (75)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-2-1	沿岸国の権利 (75)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-2-1-1	通過通航に関する法令制 定権 (75)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-2-1-2	航路帯、分離通航帯を設 定する権利 (76)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-2-2	沿岸国の義務 (76)
Ⅲ-A-3-3-1-2-1-3	海峡利用国と海峡沿岸国の協 力 (76)
Ⅲ-A-3-3-1-2-2	無害通航 (77)
Ⅲ-A-3-3-1-2-2-1	無害通航制度が適用される国 際海峡 (77)

- Ⅲ-A-3-3-1-2-2 「強化された」無害通航 (77)
- Ⅲ-A-3-3-1-2-3 通過通航と一般の無害通航の基本的相違点 (78)
- Ⅲ-A-3-3-2 第Ⅲ部の通航制度が適用されない国際海峡の法的地位 (78)
- Ⅲ-A-3-3-2-1 排他的経済水域航路、公海航路のある国際海峡 (78)
- Ⅲ-A-3-3-2-2 特別な条約によって規制される国際海峡 (79)
- Ⅲ-A-3-3-3 宗谷海峡等五海峡 (80)
- Ⅲ-A-4 群島水域 (82)
 - Ⅲ-A-4-1 群島水域と海洋法条約 (83)
 - Ⅲ-A-4-2 群島水域の範囲 (84)
 - Ⅲ-A-4-2-1 群島基線 (84)
 - Ⅲ-A-4-2-1-1 直線の群島基線 (85)
 - Ⅲ-A-4-2-1-2 群島基線の引き方 (86)
 - Ⅲ-A-4-2-1-2-1 水域と陸の面積の割合 (86)
 - Ⅲ-A-4-2-1-2-2 基線の長さ (86)
 - Ⅲ-A-4-2-1-2-3 輪郭 (87)
 - Ⅲ-A-4-2-1-2-4 低潮高地との関係 (87)
 - Ⅲ-A-4-2-1-2-5 他国の領海との関係 (87)
 - Ⅲ-A-4-2-1-3 領海等の幅の測定 (87)
 - Ⅲ-A-4-2-2 内水の境界画定 (88)
 - Ⅲ-A-4-2-3 群島基線の表示 (88)
 - Ⅲ-A-4-3 群島水域の法的性質 (88)
 - Ⅲ-A-4-4 群島水域の法的地位 (89)
 - Ⅲ-A-4-4-1 群島国の権能—主権— (89)

- Ⅲ-A-4-4-2 外国の使用の自由—通航制度— (89)
 - Ⅲ-A-4-4-2-1 無害通航 (89)
 - Ⅲ-A-4-4-2-2 群島航路帯通航 (90)
 - Ⅲ-A-4-4-2-2-1 群島航路帯通航の定義 (90)
 - Ⅲ-A-4-4-2-2-2 群島航路帯通航のルート (91)
 - Ⅲ-A-4-4-2-2-3 外国船舶・航空機の権利義務 (92)
 - Ⅲ-A-4-4-2-2-3-1 外国船舶・航空機の権利—群島航路帯通航権— (92)
 - Ⅲ-A-4-4-2-2-3-2 外国船舶・航空機の義務 (93)
 - Ⅲ-A-4-4-2-2-4 群島国の権利義務 (94)
 - Ⅲ-A-4-4-2-2-5 領海と群島水域の通航制度 (94)
 - Ⅲ-A-4-4-3 伝統的な漁業権等の尊重 (95)

Ⅲ-B 沿岸国の限定された領域管轄権が及ぶ海洋……97

Ⅲ-B-1 接続水域 (97)

- Ⅲ-B-1-1 接続水域と海洋法条約 (97)
- Ⅲ-B-1-2 接続水域の範囲 (98)
- Ⅲ-B-1-3 接続水域の法的地位 (99)
 - Ⅲ-B-1-3-1 沿岸国の権能 (99)
 - Ⅲ-B-1-3-1-1 接続水域における沿岸国の規制権 (100)
 - Ⅲ-B-1-3-1-2 追跡権と接続水域における沿岸国の規制権との関係 (101)
 - Ⅲ-B-1-3-1-3 接続水域海底からの考古学上のまたは歴史的な物の持ち去りに対する沿岸国の規制権 (104)
 - Ⅲ-B-1-3-1-4 排他的経済水域または大陸棚における追跡権との比較 (106)

Ⅲ-B-1-3-1-5 接続水域制度の一つの理解 (108)

Ⅲ-B-1-3-2 外国の使用の自由 (110)

Ⅲ-B-2 排他的経済水域 (112)

Ⅲ-B-2-1 排他的経済水域と海洋法条約 (112)

Ⅲ-B-2-2 排他的経済水域の範囲 (115)

Ⅲ-B-2-2-1 限界 (115)

Ⅲ-B-2-2-1-1 内側の限界 (115)

Ⅲ-B-2-2-1-2 外側の限界 (115)

Ⅲ-B-2-2-2 幅 (115)

Ⅲ-B-2-2-3 境界画定 (116)

Ⅲ-B-2-2-4 限界線、境界画定線の表示 (117)

Ⅲ-B-2-3 排他的経済水域の法的性質 (117)

Ⅲ-B-2-4 排他的経済水域の法的地位 (120)

Ⅲ-B-2-4-1 排他的経済水域の観念と沿岸国の権能の性質 (120)

Ⅲ-B-2-4-1-1 排他的経済水域の観念 (120)

Ⅲ-B-2-4-1-2 沿岸国の権能の性質 (121)

Ⅲ-B-2-4-2 沿岸国の権能 (122)

Ⅲ-B-2-4-2-1 経済的な目的の探査及び開発のための権能 (122)

Ⅲ-B-2-4-2-1-1 事項的に限定された権能 (122)

Ⅲ-B-2-4-2-1-2 主権的権利 (123)

Ⅲ-B-2-4-2-1-3 立法的管轄権及び執行的管轄権 (125)

Ⅲ-B-2-4-2-1-4 生物資源だけが問題とされる理由 (127)

Ⅲ-B-2-4-2-2 その他の事項に関する権能 (128)

Ⅲ-B-2-4-2-2-1 海洋構築物に関する権能 (128)

Ⅲ-B-2-4-2-2-2	海洋の科学的調査に関する権能 (130)
Ⅲ-B-2-4-2-2-3	海洋環境の保護保全に関する権能 (131)
Ⅲ-B-2-4-2-2-3-1	海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のための立法的管轄権 (131)
Ⅲ-B-2-4-2-2-3-2	海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のための執行的管轄権 (132)
Ⅲ-B-2-4-2-3	排他的経済水域の領域性 (132)
Ⅲ-B-2-4-3	外国の使用の自由 (133)
Ⅲ-B-2-4-3-1	排他的経済水域において認められる自由 (133)
Ⅲ-B-2-4-3-2	経済的事項への外国の権利 (134)
Ⅲ-B-2-4-3-3	排他的経済水域の公海性 (134)
Ⅲ-B-2-4-4	残余権の問題 (135)
Ⅲ-B-2-5	排他的経済水域と排他的漁業水域 (137)
Ⅲ-B-2-5-1	第V部「排他的経済水域」の定める制度 (137)
Ⅲ-B-2-5-2	排他的漁業水域 (137)
Ⅲ-B-2-5-3	排他的経済水域の制度＝排他的漁業水域の制度＋大陸棚の制度 (138)
Ⅲ-B-3	大陸棚 (139)
Ⅲ-B-3-1	大陸棚と海洋法条約 (139)
Ⅲ-B-3-2	大陸棚の範囲 (140)
Ⅲ-B-3-2-1	限界 (140)
Ⅲ-B-3-2-1-1	内側の限界 (140)
Ⅲ-B-3-2-1-2	外側の限界 (幅) (141)
Ⅲ-B-3-2-2	境界画定 (147)

- Ⅲ-B-3-2-3 限界線、境界画定線の表示 (150)
- Ⅲ-B-3-3 大陸棚の法的地位 (150)
 - Ⅲ-B-3-3-1 大陸棚の観念 (150)
 - Ⅲ-B-3-3-1-1 条約上の大陸棚の観念 (150)
 - Ⅲ-B-3-3-1-2 上部水域及び上空の地位 (151)
 - Ⅲ-B-3-3-1-3 空間として的大陸棚の観念—大陸棚空間— (154)
 - Ⅲ-B-3-3-2 沿岸国の権能 (155)
 - Ⅲ-B-3-3-2-1 大陸棚の探査及びその天然資源の開発のための主権的権利 (155)
 - Ⅲ-B-3-3-2-2 その他の事項に関する権能 (157)
 - Ⅲ-B-3-3-2-2-1 大陸棚掘削に関する権能 (157)
 - Ⅲ-B-3-3-2-2-2 海洋構築物に関する権能 (158)
 - Ⅲ-B-3-3-2-2-3 海洋の科学的調査に関する権能 (159)
 - Ⅲ-B-3-3-2-2-4 海洋環境の保護保全に関する権能 (159)
 - Ⅲ-B-3-3-2-3 大陸棚、その上部水域及び上空の領域性 (160)
 - Ⅲ-B-3-3-2-3-1 大陸棚の上部水域及び上空の通常の公海及び上空からの区別 (160)
 - Ⅲ-B-3-3-2-3-2 空間として的大陸棚—大陸棚空間—の領域性 (161)
 - Ⅲ-B-3-3-2-3-3 条約上の規定の不在 (162)
 - Ⅲ-B-3-3-2-3-4 追跡権の大陸棚への準用 (163)
 - Ⅲ-B-3-3-3 外国の使用の自由 (165)
 - Ⅲ-B-3-3-3-1 大陸棚の使用の自由 (165)
 - Ⅲ-B-3-3-3-2 上部水域、上空の使用の自由 (165)
 - Ⅲ-B-3-3-4 200海里を越える大陸棚についての

特別の制度 (167)

IV 沿岸国の領域管轄権が及ばない海洋169

IV-0-1 公 海 (169)

IV-0-1-1 公海と海洋法条約 (169)

IV-0-1-2 公海の範囲 (170)

IV-0-1-2-1 両条約の規定 (170)

IV-0-1-2-2 第三次国連海洋法会議における二種の
提案 (170)

IV-0-1-2-3 排他的経済水域は公海ではない (171)

IV-0-1-2-4 残余権の規定との関係 (172)

IV-0-1-2-5 沿岸国の領域管轄権との関係 (173)

IV-0-1-2-6 国連海洋法条約上の公海の範囲 (173)

IV-0-1-2-7 89条との関係 (174)

IV-0-1-3 公海の法的地位 (175)

IV-0-1-3-1 公海自由の原則 (175)

IV-0-1-3-1-1 二条約の規定の比較 (175)

IV-0-1-3-1-2 公海自由の二つの意味 (177)

IV-0-1-3-1-3 公海における活動の自由 (179)

IV-0-1-3-1-3-1 六つの自由—国家の権利— (179)

IV-0-1-3-1-3-2 すべての国の権利 (182)

IV-0-1-3-1-3-3 六つの自由以外の活動 (182)

IV-0-1-3-1-3-4 六つの自由が認められる公海の範
囲 (183)

IV-0-1-3-2 旗国の排他的管轄権の原則 (184)

IV-0-1-3-2-1 船舶に対する旗国の排他的管轄権 (184)